

鳥取赤十字病院診療材料等物品調達業務

基本仕様書

令和6年8月

1. 目的

鳥取赤十字病院(以下「病院」という。)において医療の質の向上と安全を確保し、患者サービスの向上を図りながら、病院で使用する診療材料(医療用ガス、歯科用補綴材料等を除く)の調達業務を行うことにより、経費の節減と業務の効率化が可能となる物品管理体制を構築するものである。

2. 業務概要

- (1)受託者は、病院が診療行為において必要とする全ての診療材料(医療用ガス、歯科用補綴材料等を除く。)を、より安価に調達を行う。
- (2)受託者の専門知識及びネットワークを活用し、医療安全の向上及び経営改善等の有用な情報及び提案を行う。
- (3)受託者が物品管理システムを持ち込んで物品の管理を行う場合は、電磁的記録媒体により物流管理システムと連携することとする。なお、供給データ等はCSV形式又はエクセル形式ファイルで出力できるよう病院が準備する。ただし、詳細については受託者として選定されてから協議する。

3 委託期間

契約の日から令和10年3月31日(ただし、契約日から令和7年3月31日までを準備期間とし、同年4月1日午前0時から本稼動とする。)

仕 様 内 容

1 調達管理対象物品については以下のとおりとする。

対象物品	管理業務項目
診療材料(医療用ガス、歯科用補綴材料等を除く。)	調達業務

2 業務内容及び条件について

(1) 調達管理業務について

- ア 受託者 1 者による包括的な物品調達業務を行うこととし、調達する診療材料等の金額は、受託者が提案した価格削減の目標額を基本とし、特定保険医療材料の価格変更及び市場価格の変動等を考慮したうえ、令和7年4月1日午前0時から本稼働する。なお、調達する診療材料等の品目選択は、病院が行う。
- イ 心臓内科、放射線科等において使用するカテーテル類の一部、整形外科等において使用するインプラント材料等及びペースメーカー等の持ち込み品については、供給を行うことができるサイズ及び規格を前日までに報告し、手術等に使用した診療材料のみ請求する方式とする。
- ウ 病院が必要とする診療材料等のサンプルについては、可能な限り調達すること。
- エ 同等品又は類似品の検証及び市場価格等の比較データを病院に提供するとともに、これらの情報をもとに病院に有用な提案を常に行い、病院と協議のうえ、納入単価等の変更を行うこと。また、定価(特定保険医療材料の価格)が減額改定された場合は、契約単価の減額を行うものとし、その場合、変更前の定価(特定保険医療材料の価格)に対する値引率を下回することは、原則としてできないものとする。
- オ 病院が必要とする新規に採用する診療材料等については、市場価格等の比較データを病院に提出し、病院と協議のうえ、納入単価を決定するものとする。ただし、既に使用している同等品又は類似品の値引率を下回することは、原則としてできないものとする。
- カ 休日夜間及び緊急時において、必要な診療材料等を病院が指定する時間までに調達すること。
- キ 調達する診療材料等は「鳥取県グリーン購入基本方針」に適合していること。

3 注意事項

受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務の実施に当たり個人の利益を侵害しないよう、その職務上知り得た情報の取扱いを適正に行わなければならない。

4 業務の改善について

受託者は、業務の実施に当たり病院が不相当であると判断した事項について、直ちに文書により改善内容を報告するとともに、改善に必要な措置を講じること。

5 業務報告について

受託者は、病院より要求のあった経営分析をする上で必要な診療材料に関する情報について、可能な範囲で求めに応じて提出しなければならない。

6 準備業務について

業務を円滑に遂行するため、次に掲げる準備業務を行うこと。

- (1) 業務委託に伴う、物品マスタの更新を行うこと。
- (2) 調達運用マニュアルを作成し、病院関係者に対し説明を行うこと。
- (3) その他、調達管理業務を円滑に運用開始するために必要と思われる業務を行うこと。
- (4) 適切な期間、仮稼働を行い、本稼働において支障のないようにすること。

7 委託料の支払について

委託者は、契約金額を 36 で除して得た額を委託料として、受託者に令和7年 4 月から毎月支払うものとする。また、契約金額と委託料月額合計に差額が生じた場合は、令和10年 3 月分委託料に当該差額を加算するものとする。

8 その他

- (1) 大事故発生時や災害時などの緊急に物品の供給が必要なとき、受託者はできる限り病院に協力し、その業務を行うこと。
- (2) この説明書に定めのない事項に関しては、病院と受託者でその都度協議する。

9 落札から本稼働までに行う業務について

(1) 契約締結

落札から 1 週間以内に行うこととする。

(2) 業務仕様書の作成

受託事業者は病院と協議の上、受託する業務について仕様書を作成することとする。

(3) 仮稼働

本稼働の 1 か月前には仮稼働を行うこととする。

(4) その他必要な協議

円滑な業務運営とする上で必要な協議を行うこととする。